

旅客室を有する船舶を活用した宿泊施設における無窓の客室の取扱いについて

(平成30年5月16日 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)

特例措置前

○船舶では、構造上、すべての客室に窓が設置されていないが、旅館業の許可を与えるに当たって遵守すべき構造基準においては、窓のない客室は設けないこととされているため、自治体は、窓のない客室において、人を宿泊させる営業の許可を与えることができるか明確ではなかった。

(規制の根拠)

旅館業法第3条、第4条

ニーズ

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のような、多数の来訪者が見込まれる大規模なイベントが開催される際に宿泊施設の需要が高まる。

特例措置

○イベントの開催期間(前後の数日を含む。)に限定して、一定の条件を満たす場合には、自治体の判断により、窓のない客室を含む施設においても、人を宿泊させる営業の許可を与えることが可能であることを明確化する。

(条件)

- ・貨客の運送に利用されている旅客室を有する船舶であること
- ・イベント開催に伴う宿泊施設の需要の高まりにより、各自治体が当該船舶に許可を与えることが必要であると判断すること
- ・窓のない客室が全客室の概ね4割程度以下であること
- ・必要な措置として、照明設備、換気設備が確保されていること
- ・宿泊者に対して、契約時に窓のない客室である旨を告知すること 等

効果

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催のような、多数の来訪者が見込まれる大規模なイベントの開催に伴う宿泊施設の需要の高まりに、対応可能となることが期待される。